

令和3年度（令和2年分）

市民税・県民税申告は郵送で！

申告会場は例年大変混雑します。可能な限り申告会場への来場を避け、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をお願いします。

令和3年度の申告書を1月下旬に送付しています。郵送申告を希望のかたで申告書が届いていない場合は申告書と返信用封筒を送付しますので、お問い合わせください。

**自宅で
申告！**

自宅のパソコンやスマートフォンから源泉徴収票などの情報を入力するだけで、市民税・県民税の申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して郵送で提出してください。申告書のダウンロードも可能です。

市ホームページ「市民税・県民税税額試算・申告書作成コーナー」



来場するかたへのお願い

- 会場での受付は給与・年金などの所得に限ります。
- 入口での検温やアルコール消毒、会場内でのマスク着用など、感染拡大防止にご協力をお願いします。
※検温により発熱(37.5度以上)の症状があるかたは入場をお断りさせていただきます。
- 混雑状況に応じて入場制限または受付の中止をする場合があります。
- 医療費控除の申告をされるかたは、事前に「医療費控除の明細書」を作成し、申告の際に提出してください。領収書の提示・提出による申告はできません。
- 駐車場には限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。市役所第一本庁舎会場にやむを得ず車でお越しになる場合は、旧本庁舎立体駐車場をご利用ください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請手続きをしたかたへ

市民税・県民税申告書(確定申告書含む)を提出する場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請は無効となりますので、ふるさと納税分の寄附金控除も忘れず申告してください。

申告受付会場と日時

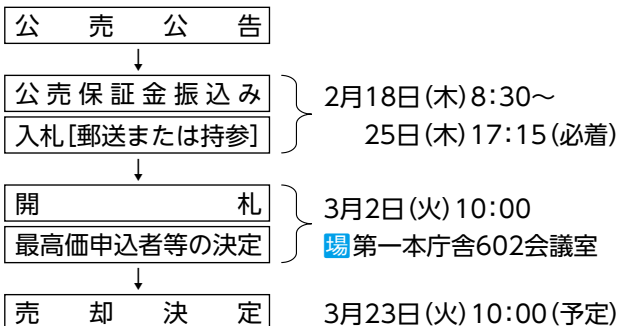
会場	日時	
新郷公民館	2月9日(火)	9:00~ 15:00
鳩ヶ谷庁舎 2階大会議室	2月10日(水)、12日(金)、 15日(月)、16日(火)	
神根公民館	2月17日(水)	
芝公民館	2月18日(木)、19日(金)	
安行東公民館 ※安行公民館ではありません。	2月22日(月)	
戸塚公民館	2月25日(木)、26日(金)	
市役所第一本庁舎 5階501大会議室	3月1日(月)~15日(月) (土・日曜日を除く) ※3月14日(日)は受付します。	9:00~ 16:00

市税などの滞納で差し押さえた財産(土地)を公売します

売却区分 番号	見積価額		財産種別	財産所在地	面積(m ²)
	見積価額	公売保証金			
納-1	5,900,000円	590,000円	土地	桜町	98.99
	4,300,000円			伊刈	48.17※1
納-2	430,000円	430,000円		区画整理地内、仮換地指定あり	
	1,860,000円			峯	280.42
特債-1	190,000円	190,000円		東本郷	74.65※2
	3,410,000円				
特債-2	350,000円	350,000円			

※1…従前地地積 ※2…別途私道持分あり

入札の手続きの概要



期間入札となります

これまで実施していた公売会場での入札(期日入札)とは異なりますのでご注意ください。
詳細は市ホームページをご覧ください。

公売の原因となった市税などの納付により公売が中止となることがあります。
災害発生、感染症の流行などのやむを得ない理由により公売を中止する場合があります。

問い合わせ…納税課

特別債権回収課

☎048-259-7642(売却区分番号 納-1・2)

☎048-271-9248(売却区分番号 特債-1・2)

公的年金等を受給しているかたへ

公的年金等(個人年金・遺族年金・障害年金を除く)の収入の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要はありません。

※所得税の還付、純損失や雑損失の繰越控除などの控除を受けるときは、確定申告書の提出が必要です。詳細は税務署にお問い合わせください。

所得税の確定申告が必要ない場合であっても、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない所得控除などを市民税・県民税の計算に適用するには、市民税・県民税の申告が必要です。

フローチャートをご覧ください

※簡単な目安ですので当てはまらない場合もあります。

遺族年金・障害年金を受給しているかたは、各種行政サービスを受けるため、市民税・県民税申告が必要な場合があります。

全ての公的年金等の合計収入金額が以下の基準に該当しますか？

扶養者がいない場合
65歳以上:1,550,000円以下
65歳未満:1,050,000円以下

扶養者が一人いる場合
65歳以上:2,110,000円以下
65歳未満:1,713,334円以下

いいえ

1月中旬から末ごろに年金機構等から送付されます。

「公的年金等の源泉徴収票」の内容に変更(※1)や所得控除の追加(※2)がありますか？

はい

公的年金等の源泉徴収税額が0円ですか？

はい

いいえ

市民税・県民税の申告をすることで税額が下がる可能性があります。
市民税・県民税申告書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、可能な限り郵送で市民税課に提出してください。

はい

いいえ

確定申告と市民税・県民税の申告は不要です。

確定申告をすると所得税が還付される可能性があります。
国税庁ホームページから、確定申告書を作成することができます。
所得税が還付になる場合は、税務署に確定申告書を提出してください。

所得税が還付されなくても、市民税・県民税の申告をすることで税額が下がる可能性があります。
市民税・県民税申告書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、可能な限り郵送で市民税課に提出してください。
※確定申告書を提出した場合、市民税・県民税の申告書は提出不要です。

※1…源泉徴収票の記載内容を訂正・取消する場合(扶養に取れない親族の名前が記載されている場合など)は課税決定後に税額が上がる可能性がありますので、必ず市民税・県民税申告書を提出してください。

※2…追加できる控除:源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦・ひとり親控除、障害者控除、配偶者(特別)控除、扶養控除、医療費控除、寄附金控除など

問い合わせ…市民税課 ☎048-259-7634、7635、7636、7245

～税務署から確定申告に関する重要なお知らせ～

◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

対象	受付会場	受付日時	
還付申告のかた	SKIPシティ 産業技術総合センター	2月12日(金)～ 15日(月)	9:00～16:00
全てのかた	1階多目的ホール	2月16日(火)～ 3月15日(月)	

土・日曜、祝日を除く。※2月21日(日)、28日(日)は開場します。
税務署では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告のかたの申告相談を2月10日(水)以前でも受け付けします。

問い合わせ…川口税務署 ☎048-252-5141(代表) 西川口税務署 ☎048-253-4061(代表)

※確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。
詳細は「広報かわぐち1月号」または、国税庁ホームページをご覧ください。

※贈与税は、2月1日(月)以降、申告相談を受け付けします。
※SKIPシティ会場開設期間中は、税務署庁舎では申告相談を行いません。また、税務署庁舎での入場整理券の配布は行いません。
※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱などの症状のあるかたは来場をご遠慮ください。
※受付終了時間を待たずに、相談受付を終了する場合があります。

市税の納付が困難な場合はご相談ください

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響など、特別な事情により納期限内の納税が困難になった場合は、そのまま放置せず、まずはご相談ください。

なお、来庁される場合は事前に予約をいただき、マスクの着用など基本的な感染症対策をお願いします。

問い合わせ…市税(国民健康保険税を除く) 納税課 ☎048-259-7949
国民健康保険税 国保収納課 ☎048-259-7671